



平成27年5月14日

各 位

会 社 名 日本ルツボ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大久保 正志  
(コード番号 5355 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役経理部長 坂本 信治  
(TEL. 03-3443-5551)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第175回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、ならびに取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第28条(取締役の責任免除)および定款第35条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、定款第28条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 4 章取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章監査役および監査役会</p> <p>第 28 条～第 33 条（条文省略）</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 5 章監査役および監査役会</p> <p>第 29 条～第 34 条（現行どおり）</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 34 条～第 37 条（条文省略）</p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 36 条～第 39 条（現行どおり）</p>

## 3. 日程

取締役会決議日	平成 27 年 5 月 14 日
定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（予定）

以上